

交通死亡事故抑止緊急アピール

昨年市内では、市民の皆様の取り組みにより交通事故発生件数は減少しましたが、死亡事故は平成14年に1人であったものが、平成15年には**一挙に6人**と急増しました。今年もすでに2人が亡くなられ、予断を許さない状況です。

本市は、平成7年に「**三浦市交通安全都市宣言**」をしています。人と車が共存し、交通事故のない安全で快適な社会を実現するため、全市民と共に交通死亡事故の発生抑止に向けて、全力で交通安全運動に取り組んでいます。

「安全は 心と時間の ゆとりから」「交通安全は家庭・学校・職場・地域から」「高齢者 模範を示そう 交通マナー」「運転に ゆとりやさしさ 思いやり」「暴走は しない・させない・ゆるさない!」「ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車」をスローガンとして、三浦市交通安全対策協議会・三崎警察署などは「交通死亡事故抑止緊急アピール」を宣言しました。

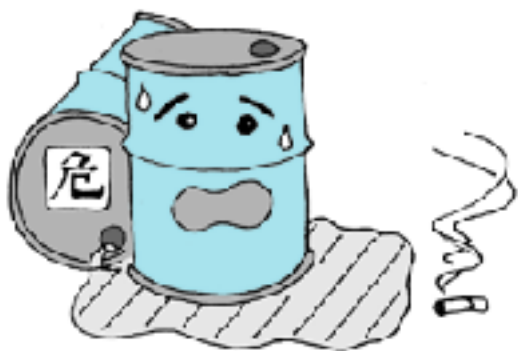
市民の皆様には、交通安全の実現に一層のご協力をお願いします。

問合せ 市民協働室 (☎内線311)

危険物安全週間

6月6日(日)～12日(土)

標語「危険物ゆるむ心の帯しめて」



日頃使い慣れたガソリン・灯油などの危険物も「慣れによる油断・ミス」で、大火災となる可能性を秘めています。

正しい取り扱い方法を再確認して、危険物からの災害をなくしましょう。

問合せ

消防本部予防課 (☎882-0119)

こんな悪質商法に注意! ①

身近なところであなたを狙う悪質商法! 「自分だけは大丈夫」と思わずに、普段から気をつけてトラブルを防止しましょう。

●キャッチセールス…ついていかずにきっぱり断って!

街頭で声をかけ、喫茶店や営業所に連れて行き、商品やサービスの契約を結ばせる商法です。

●アポイントメントセールス

…誘いに乗って出かけてはダメ!

「景品が当選」などと販売目的を隠したり、特典を強調して消費者を呼び出し、高額なクレジット契約などを強引に勧める商法です。

※しまった!と思ったらクーリング・オフ(無条件で契約を解除できる制度です)を利用しましょう。ご相談は、三浦市相談室(毎週月曜日【祝日は火に順延】☎内線450)・緊急の場合は、かながわ中央消費生活センター(☎045-312-1121)へ。時間はいずれも9時30分～12時・13時～16時です。

問合せ 市民協働室 (☎内線311)